

## 巻頭言

上杉孝實

日本国憲法は基本的人権の尊重を柱としている。民主主義社会にあつては、基本的人権が確立し、人々の自由・平等が保障されなければならない。人権啓発は、広義には人権教育を含むものであり、このような社会を実現するため、人々の人権についての理解を深め、態度を養い、行動力を身につけるものである。国や自治体は、住民の人権を守ることを責務とするものであり、人権啓発を進めることも任務としなければならない。あらゆる行政が人権に関わっているのであつて、行政全体が人権行政である。さまざまな自由や、教育についての権利、労働の権利などの確立に努めるとともに、それらが侵害されている場合は、その問題解決に当たることが求められる。

人権啓発において人権侵害の問題をとりあげることは、人権を具体的に把握し、人権相互の関連に目を向けて、問題の解決を図ることを通じて、人権意識を高めるためである。職業選択の自由や居住・移転の自由、婚姻の自由、教育を受ける権利などが守られていない状況が同和問題において示されたのであり、その解決を図るとりくみによって、これらの権利の意味があらためて浮き彫りになったのである。このことは、女性、外国人、高齢者、子ども、障害のある人などの問題でも同様で、人権学習が人権問題学習を契機として進み、人権学習によって人権問題がみんなのものとなることが期されるのである。

人権啓発の効果は、このような人権啓発のとらえ方と、それを進める体制の論議を前提として考えなければならない。実際に自治体はどのような考えに基づいて、どのような体制で人権啓発を行っているか、その実践の中身はどのようなもので、その効果をどのように把握して行っているかを探りながら、効果検証のための指標について考察することが課題となる。

人権啓発は狭義には、問題提起などで人権学習のきっかけの提供にあり、人権教育は継続的取り組みを通じて、人権尊重の社会づくりの主体形成に当たるものである。そのようなきっかけづくりにとって何が重要か、そこから教育活動がどれだけ継続的に行われるようになっているかが問われる。とくに人権尊重が住民自治と不可分の関係であることに着目して、積極的な市民形成につながる住民主体の取り組みが進められているかどうか重要な指標になると考えられる。啓発・教育の場は、地域だけでなく職域も大きな位置を占めるのであり、人間として、また職業人としての立場からの人権学習がどれだけ不断のものになっているかが注目されるのである。

目的実現のためには、長期的・短期的目標が設定されねばならず、その場合、テーマのしぼり込みや取り組みの焦点化、対象の明確化が必要である。人権啓発にあつては、これまで漠然としたテーマで、多数を対象としてのそのつどの催しが少なくなかった。少人数での継続的学習の深化によって、地域や職場で周囲に働きかける人が育つことが、効果を大きいものにするにも目を向けなければならない。教育の効果は長い目で見ると必要もあり、効果検証は容易ではないが、上記のように深める観点に立つての事業の展開によって効果検証のための指標設定も可能となるであろう。